

令和4年第10回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年 10月 17日(月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 |
| 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 | 10番 | 萬代 泰生 |
| 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 | 13番 | 伊藤 新司 |
| 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 岸 英法 |
| 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 永嶺 達也 | 三戸 勲 | 野上 武史 |
| 山縣 正明 | 阿川 伸美 | |
- 5 欠席農業委員
- 7番 俵 薫
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 吉村 昌展 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 午後 2 時開会 互礼。 |
| 議長 | <p>それでは只今から令和 4 年第 1 0 回総会を開催いたします。本日の出席委員 1 9 名中 1 8 名。よって定数に達しておりますので本総会は成立していることをご報告いたします。ちなみに本日欠席委員 7 番俵委員。もしかしたら遅れて参加されるかもわかりませんので付け加えておきます。</p> <p>それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは指名をいたします。6 番安部委員、1 2 番前田委員。よろしく願いいたします。あまり長いこと話はしませんが、今日後ですね、流動化の会議もやる予定になっておりますので、ちょっと余談に、農業委員会とは全然関係ない話ですけど、実はですね、皆さんの田んぼにもあるかもわかりませんが、今年っていうか実はこの田んぼ昨年から私が作るようになったんですが、その前 1 0 年ちょっと前まで、やっぱり私が作っておりました。その頃からこの田んぼを刈るとしその匂いがしておりました。青じそがあるんかな赤じそがあるんかな、だけど青じそも赤じそも水生植物じゃありませんので、ずっと水が出る水田ですからそんな感じの草があるんかな、みたいなことでずっと付き合っておりましたんでなんとも思わなかったんですが、今年ですね私の家の奥に鳥ノ子山という山があります。地図を見ると後山と書いてありますが、ここの三角っていうのは鳥ノ子山です。後山というのはこの下の、昔あった県ではない集落の名前でしてその山に登ろうということで、しかも周りにある植物をいろいろ観察しながら登ろうという方が登られたみたいです。そして私の田んぼに変わった草があるからっていうんで、採りに入られたようなんですが、稲刈り後ですけど、それで見つけられたのがシソクサという草です。私も私なりに調べたんですが、京都では絶滅危惧種で、しかもかなりものが減っている草だとネット上ではできました。農薬を使ってないんですねと近所の人に聞かれたみたいですけど、あいつは除草剤はちょっと撒くけどそれ以外の薬は全く撒こうともしないし、撒く気もないやつやから農薬はほとんど入ってないよっていう話で終わったんですが、私としてはびっくりした次第でございます。皆さんの田んぼにもまだ見つかっていない新種の雑草があるかもしれません。なんかの機会にですね、今のスマホすごいですからね、その草にかかえてパッと写真を写せばこれは何かというのがすぐ出てまいりますので、そういうことをされるのも一つの農業をされている、農家をしている特権ではないか、楽しみではないかというふうに思います。関係のない話で余談になりましたけど、もしどんな草かというのが見たかったらここに写真持って待っておりますので、私のところへ来てください。置いときます。</p> |

| | |
|--------|--|
| 事務局 | <p>関係のない話をしましたけど、それでは議事に移りたいと思います。議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。高齢となり耕作管理が困難となった父から農地を譲り受けるものです。同一住所ですが、世帯は別のため申請が出たものになります。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具は所有されていることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たすと見込まれます。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。土地の表示については、記載の通りです。譲渡人より空き家を購入し、併せて農地も譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第5号の下限面積要件は後程説明いたします報告第1号により空き家に附随する農地の別段の面積の要件を満たしております。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をというところでございますが、2件とも新規就農でございます。1番につきましては●●ですから野上さんですか。何かご存じのことがあればお願いいたします。</p> |
| 野上推進委員 | <p>私は近所なんですけど、こんなに荒れたところがあるとかいうて知りました。まるで藪でした。田の形も何もわからない、そういう状態でした。以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、わかりました。今のは現況証明の話でございます。3条ですので。これは●●になるのかな、●●だったら誰ですかね、推進委員さんは。阿川さん。</p> |

| | |
|--------|--|
| 阿川推進委員 | ●●地区の阿川です。先日現地調査で別件のほうに行きましたところ、事務局の方より今回の●●の件で確認をしてくれということで見えましたが、現在は草ぼうぼうでまだ何もされていないという状況でございましたので報告します。以上です。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。1番につきましては私の集落でございます。大きな2つは圃場整備がすんでおります。きちんと水稲が耕作されております。後の下の2つの小さい分につきましては線路と河川改修ならぬ、あそこは道路改修のために川がつけかわりまして残地で残ったところがかぼちゃとサツマイモを栽培しておられます。きちんと作っておられます。それと息子さんについては、今高校の体育の先生でございます。高校に通うために今までは市外にいらっしゃいましたが、3年前から実家の方に嫁さんとお子さん連れて帰ってこられてまして、お父さんの手伝いを今までされておりました。お父さんももう91ですからトラクターで移動等もかなり困難になってきていますんで、息子さんがやられるのについては別段問題ないじゃないかなというふうに思っております。以上でございますけども、地区委員の皆さんありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ありましたらお願いいたします。 |
| 岸委員 | 上の地図と下の左側の地図の形状が違うように見える。資料1なんですけども●●●―●と下の方の●●●―●田んぼの形状が違うように見える。そうでもないですか。●●●―●も形が全然違うように感じるんですけど。 |
| 議長 | <p>上の方の図面がゼンリンの図面ですので、ざっくりとしか描いてないので川の位置がかなり変わってるんだと思います。下の方の小さい方の構図の方は合ってます。ここから上、1面を除いて後全部私のなんですよ。4反私の田んぼですので、しょっちゅう通っているところですので間違いありません。</p> <p>岸さんすみません。今度からもう少し気をつけて図面を掲載する時には、わかりやすいような図面を掲載していこうと思います。</p> |
| 岸委員 | 下の方の●●●と●●●は、左側の図面は割と近くについているんですけども●●●と●●●の間がね。 |
| 議長 | <p>これについては私きちんと説明できます。圃場整備をした関係で、この右側の方の図面はねずみ色になっているところが圃場整備でなったところでここは全然形が変わっております。小さい方は昔からある公図です。今の公図で除外されてますので。</p> <p>次からこのようなことがおこらないように図面を再チェックしながらやっていきたいと思っております。岸さんありがとうございます。他にありませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思っておりますがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>それでは採決に移ります。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>4件朗読。</p> <p>説明に入る前に資料の訂正をお願いします。4ページ、この4筆とも農地区分は第3種農地で都市計画区域内にあるんですけど、農振法の右側、都計法のところが全部ハイフンになって、都市計画法の中で何地域かを記載をしてなかったんですけど、1番が商業地域、2番が準工業地域、3番と4番が第一種住居地域になります。申し訳ありませんでした。</p> <p>1件目。この案件につきましては、令和4年8月17日付けで許可を出している場所となりますが、後程ご報告いたします報告第2号により、取消され再度申請を出されたものになります。申請地は、●●●●●から北へ300mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。現在は店舗を借りて理容室を経営しており、自己所有する土地で経営するため理容室、駐車場4台分を設置するものです。この件につきまして、昭和60年頃より、農地法の許可を得ることなく一部駐車場として利用されております。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が土地所有者より提出されております。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●から北東へ450mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業をおこなうため最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、4件目。同一事業、隣接地なので一括して説明します。申請地は、●●●●●から西へ1.5kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力が3番が99キロワット、4番が49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p> |

| | |
|--------|--|
| 井上委員 | <p>1番の井上です。よろしくお願いいたします。10月の7日に山本会長と事務局2名と井町委員と地区担当の委員と現地を調査しました。4ページ資料3を見ていただいて、今の●●郵便局の近くになります。美容室の増築と駐車場4台を予定しているということでございます。すでに転用しますよねということで仕方がないかなというところでございます。審議の程よろしくお願いいたします。それでは2番目につきまして6ページの資料4をご覧ください。現地は●●●●●●●●の後ろ側にあります。●●●●●●●●●●と●●●●の間にある土地でございます。他の農地には全く関係がないので問題がないと思います。よろしくご審議の程お願いします。それから3番目と4番目は先程事務局からもありましたように、同じところにありますので8ページと10ページでございます。現地は●●●●●●から●●●●●●に向かって行くと●●●●の事務所がございます。その前の●●●●を渡って右側にいったところです。この地域は猪の被害が多いということで、それと狭い地域ですので他の地域の農地には関係ないと思いますのでよろしいかと。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p> |
| 山縣推進委員 | <p>推進委員の山縣です。当日ちょっと仕事の都合で行かれませんでしたので後日行ってまいりました。1番につきましては前の回に、委員会の時にやりましたので別段問題はないかと思えます。2番について、今井上委員さんが言われたように別段問題はないかと思えますのでよろしくご審議をお願いします。</p> |
| 野上推進委員 | <p>野上ですが、3番4番につきまして、周辺の状況からみまして先程、井上委員さんがおっしゃいましたように問題ないのではないかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。ちょっと私の方から補足をおきます。1番の件につきましては郵便局の反対側の方の農地が取得不能になったために取り下げて、全くの計画変更で処理できる問題ではなくて、全く根本から変わりますので取り下げて新しく許可申請が出たものになります。もう1件ほど、●●さんっていう方から今、楽天のアンテナが立っております。そちらの方の土地が取得できなくなったのでこのように計画変更で出ております。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>挙手</p> |

| | |
|--------|--|
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1件朗読。</p> <p>所在地は●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●から北東に3kmの位置にある農用地区域内農地です。●●地区に訪れる方が増え、駐車場が手狭となったため、駐車場8台分を設置するための農振除外申請です。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> |
| 井町委員 | <p>2番の井町です。12ページ資料7をご覧ください。●●地区は山の中ですが、●●の方から入りますと、●●を經由して●●の●●●に通じる途中の県道の集落でございます。今●●●●●●●●●●ということですからかなりお客さんが来られているということでこの関係が出たと思いますが、現地は県道そばの集会所の前でございます。駐車場を作るということで問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いします。</p> |
| 永嶺推進委員 | <p>●●の永嶺です。補足説明は特にありません。問題ないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。それでは採決に移りたいと思いますが、その前に別紙で先月の案件が1個。今月に繰り越した案件が1個くっついていると思います。これについて事務局のほうより説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>先月の総会で再審議することとした●●●●●●●●の件についてですが、資料は農用地区域除外申請書（令和4年第9回農業委員会総会議案第4号番号1再審議）と農地転用のための農用地区域からの除外というA4のホッチキス止めしてある資料を用意お願い</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>します。農地転用のための農用区域からの除外ということでこちらは農林課の方からいただいた資料になります。2個目のまるに番号1～5までであると思いますが、農振除外をするためにはこの1～5の要件すべてを満たす必要があります。それで前回、この●●の件について農地の真ん中とかここを除外すると農地が分断されるということで、審議をさせていただいたんですけど、この5要件の中の2番、当該変更により、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることと書いてありまして、この太字の前に小さく(3)と書いてあるんですが、それが次のページの(3)になります。農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこととして①除外することによって、農地の集団化を阻害するものでないか確認すること②農業用土地利用を図るべき区域の中に無秩序に非農業的土地利用が介在し、そのことにより農業機械の効率的な活用や病虫害防除作業等に支障が生じるなど、効率多岐な農作業を阻害するものでないこととありまして、農地の分断となるとこの2番の要件を満たしてないことと思われまので、事務局としてもこの農振除外は厳しいものと思っております。つきましては再審議の程よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。今のは農業委員会事務局のこの案件に関する見解でございます。あとはですね、この案件が申請された経緯について農林課の担当より事務局が得てる情報についてを事務局よりお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>この申請がでてきた状況といたしましては、この申請者の方から農林課の方に事前の相談をして、農林課が農振除外の見込みがあるよと回答があつてから、申請者から申請が出てくるんですけど、申請者と農林課の中で行き違いがあつて申請が出た時に、申請者の方がここは見込みありますよと言われて出されたので、そのまま受け付けて今回出てきた案件になります。農林課の方は見込みがありますという回答はしていなかったということになります。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。この案件につきまして、県の方にあげてもまずOKはでないというふうに思います。それと●●さんが直接出されたのではなくてこれは業者さんの方が出された申請のようでございます。ですから、今回はこの案件については除外は適切ではないという形にしたいというふうに思います。またいろんな諸条件がそろって除外ができるようになった時には別段除外をすることに対して問題はないと思いますけども、今回はちょっと難しいのではないかとこのように私は感じております。以上です。委員の皆さんで何かございましたらお願いいたします。</p> |
| 安富委員 | <p>私の考え方とすれば、太陽光入りたからということがあるんでしょうけど、実際●●さんがですね、3600㎡の土地を農地と</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>してもう耕作出来ないとかあるいは作ってもらえる人がおらんとかそういうふうな状況にあらうかないのかという確認はしてある？まだ全然やれるけど太陽光やろうやったりとかそのへんのなんかあるんじゃないん？</p> <p>今事務局と私の方で出した結論というのは、これを県にあげても県が許可しないと。県にあげるのであれば許可してもらえようなかたちにどうかしてあげたほうがいいってということで、今回は市の方に申請を断念してもらおうかなというふうに思っているだけです。それで先程は議案の審議中、まだ審議中ですけど、こういうふうな問題は今からたくさんおきてきます。ちょっと農振法の考え方について県の方も含めて、国も大きく方向転換をするべき時期が来てるんじゃないかなと思います。このような●●●のように鍾乳石の集団的な農地について本当に機械耕作での効率、防除の効率、そのような効率をほんとに阻害するもんなんだろうかどうかというあたりからいろいろ問題を考え直す必要があると私は思っています。先月の県の会議でこの問題出そうかなと思ってたんですけど、ちょっといろいろありましてよう出しませんでしたけど、今月の会議ではやはり県に意見としてあげて県の方から国等にもあげてもらってですね、法律の改正、もしくは補足でこういうときだけはいいですよというふうな感じのですね、何かの措置をしてもらいたいなというふうには考えております。ですので、私としては出してあげたいんですけど、県が出す問題ですのでちょっと無理っていうのわかってて、県に出すのはちょっと問題があるんじゃないかなと。</p> |
| <p>安富委員</p> | <p>事務局にしてほしいんだけど、今の農振地域は農林課と協議しながら出してくるわけやけど、例えば●●●の場合でもこんなところっていうところがねみんな農振地域にかかっている。</p> <p>やからそのへんのことを時代が変わってきているから、そういうふうな地域の知って、そのものの見直しをしてあげないと。</p> |
| <p>議長</p> | <p>5年に1回かいな。見直しが。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>農業振興計画につきましては5年に1回です。将来を見通せば10年に1回というかたちになっております。美祢市の農業振興計画は29年の1月に施行してます。こちらについては、各地区の26年、27年にアンケート等をとってます。それをもとに計画、優良農地として作っておりますんで、これから10年後、令和8年度に改正ということになります。それに向けて農政の方はやっていくと思います。</p> |
| <p>議長</p> | <p>はい、ありがとうございます。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>縄田委員</p> | <p>この件、先月自分が見たんやけどこれが本当に耕作出来るかどうかっていったって、出来ないからこうやって変更出てきた。ましてやこの家の前ですよ。自分の家の前が耕作出来ない、草ぼうぼうになってたら住むほうも住まれんよね。ほんとにそこに住んでる人の意見をふまえて考えてもらわんと困ると思う。だって自分の家の前が草ぼうぼうになってかやとかセイタカアワダチソウ中くぐって、自分の家に行かないけんのよ。それを考えてあげるとほんとに困ると思うんよね。ただ農振法の方が優先だからという話ではないと思うんよね。住民の意見をやっぱり聞いてあげないとこういう案件がどんでん返ってきて自分の家の前が、自分の土地じゃないけってほったとったら自分の家に帰るのに、草ぼうぼうの家の中入っていかないけん。そんなんありえんと思うよね。まあやっぱり住民優先、住居優先を第一に農地より先に考えてもらわんといけんなと思います。</p> |
| <p>議長</p> | <p>今縄田さんの言われたことも含めて、それと事務局の方からの報告も含めて、基本的には5年に1回、大きくは10年に1回だということですけども、アンケートをとってやったってということなんですけど、このアンケートを見ても、関係ないわっていうことで出される方が多いと思います。ちょっと次のやつを5年目に、この間あったときから5年目をできたら早めて、会議をもつていただきたいなと思います。これについては農林課の課長、市長部局の方も含めて相談をしていきたいというふうに思います。一番いいのはその時にそのような農地についての農振地域からの除外をしてほしいというような要望、それともう一つは農業委員さん等々の目から見てあそこの地域は除外をした方がいいというふうな意見等をすべてをふまえて、今後見直しができるように考えていったらなというふうに思います。それと除外申請についての見直しも含めて今後は働きかけていこうというふうに考えております。働きかければ全くできないということありませんので、行政は行政ですからどうにかしなければいけない、大きな問題だなというふうには思っております。県内の他の農業委員会も思っていることじゃないかなと思いますけど、口に出して言わないだけじゃないかなと私は考えております。以上ですけどよろしいですか。そういう方向で。</p> |
| <p>安富委員</p> | <p>とりあえずだめ。</p> |
| <p>議長</p> | <p>とりあえずはだめです。あげてもいいです。県からだめって絶対におりてきます。それをやると次何かしようと思った時にやりにくくなります。</p> |
| <p>中野委員</p> | <p>このへんはみんな未整備田ばかり。</p> |
| <p>議長</p> | <p>中野委員の言われる通り、よその受託作業やって歩かれるんで。</p> |

| | |
|------|---|
| 中野委員 | 一反もない田ばかり。 |
| 議長 | 圃場整備した田もどうしようもないところがたくさんありますので、これはもう頭からだめなんで、このへんも含めてですね考える必要が。 |
| 中野委員 | 6割くらいはもう田を作りよらん。 |
| 議長 | というふうに思います。先に採決をしたいと思いますがよろしいですか。それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきましては前総会より再審議の1件、今回出ました1件、2件について採決をいたします。再審議の1件につきましては除外は難しいのではないかとというふうな意見をつけ、今回でました1件についてはいつも通り当番委員の意見協議結果を決定してすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 |
| 委員 | 挙手 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。賛成多数。よって再審議の分につきましては、協議結果につきまして報告委員の方はいいんじゃないかというふうな報告を先月されておりますけれど、審議の結果ちょっと難しいのではないかとというふうな意見をつけて、そして本日の1件につきましては当番委員の意見、それから協議結果についていいですよというふうな賛成ですので、意見をつけて市長部局の方に結果を報告することといたします。 すみません。長くなりました。それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。 |
| 事務局 | それでは本日配布しております令和4年10月31日告示、令和4年11月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で9筆でございます。利用権設定面積が新規・再設定等を合計いたしまして12697㎡、貸し手が5名、受け手が4名でございます。内訳は4ページ目でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。 |

| | |
|--------|--|
| 議長 | はい、ありがとうございます。3番●●●●●、借り手の方が●●さん。●●さんというのは田の経営しておられますよね。地区の担当委員さんいらっしゃいましたら。 |
| 岩山推進委員 | これはですね、●●さんの今現に耕作されている付近の田んぼが、本当は2筆出たんですが、この●●さんがこの筆だけは●●さんが作ってやろうということでOKをいただきました。もう1件の3反くらいの田があるんですが、法面が10m以上あるということで、耕作以前の法面の管理が難しいということで利用権設定に至っておりませんが、そういう件で今回1件のみ受けていただきました。以上です。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。4件目の●●●さん、担当委員さん。 |
| 植山推進委員 | この周りの田は●●さんが耕作されてて、コンバインもいいのを買われたそうです。問題ないと思います。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。5番目●●●●●さん、●●。わからなければ井町さんが。 |
| 井町委員 | わかりませんが、あのへんをお願いしています。あのあたりが空いていますので●●さんにはお願いしていますが、●●さんなかなかよけやって几帳面にやりますので、この方につくっていただいたら問題ありません。 |
| 議長 | そうですか。ありがとうございます。以上の通りでございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか。 |
| 岸委員 | ため池って使用貸借でなににするんですか。2番ため池って書いてあります。利用権設定で結ぶんですか。 |
| 中野委員 | 昔ため池みたいなところがあって、そこ田で埋めている。それで田にしとる。 |
| 阿川推進委員 | いいですか。私の地区なんで。ここ今圃場整備で法人立ち上げて作っている場所なんですよ。大昔、ここ水がないところで小さな池を作ってその水で周りの田を作ってたんですよ。もう60年前頃からもうそれはなくなっただけです。 |

| | |
|--------|--|
| 議長 | はい、以上でございます。よろしいですか。それでは議案第4号について採決に移りたいと思います。原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 |
| 委員 | 挙手 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。それでは続きまして議事順位第5 報告第1号 空き家に附随する農地の指定についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。 |
| 事務局 | それでは空き家に附随する農地の区域指定について申請が1件ありましたので報告いたします。議案書の9ページ、10ページをご覧ください。この度空き家バンクに登録された空き家に附随する農地1筆について申請がありました。今日の議案第1号の番号2番の場所になります。場所は●●●●●●●●。この農地につきましては、美祢市空き家に附随する農地の別段の面積取扱要項の第4条の適用条件を満たしておりますので10ページの通り公示することを報告します。以上です。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。これ先程地元委員さんが荒れておりますと報告をされましたけどもう一度お願い出来ますか。 |
| 阿川推進委員 | 私の通勤路に近いのでちょこちょこ見ながら確認しようと思います。その後整地できれば事務局の方へ報告しようと思います。 |
| 議長 | ありがとうございます。委員の皆さんで何かご意見ございませんか。別にならぬようございましたら終わりたいと思いますがよろしいですか。 (はいの声) それでは特段発言ないようでございますので以上で報告第1号を終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第6 報告第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。 |
| 事務局 | 1件朗読。 ●●●の●●●●●さんが理容室・駐車場を設置するために令和4年8月17日付けで農地法第5条の許可を受けられましたが、議 |

| | |
|--------|--|
| | 渡人2名のうち1名の諸事情により売買に至らなかったため取消願を提出されたものです。以上報告いたします。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。地元委員より何か補足説明ありましたらお願いいたします。 |
| 山縣推進委員 | 別にありません。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございませんか。ないようでしたら終わりたいと思いますがよろしいですか。 (はいの声) それでは特に発言ないようでございますので、以上で報告第2号を終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。 |
| 事務局 | 2件朗読。 1件目。農地法3条農地等権利移動許可申請のため双方の合意により解約されたものです。3条の申請は今月か来月には出てくると思います。 2件目。資材の高騰により耕作管理ができなくなったため双方の合意により解約されたものです。こちらは次の耕作者はきまっています。以上報告いたします。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。●●●●●、次の耕作者はまだ決まってないようでございますのでどうか捜していただけたいと思います。よろしくをお願いします。場所等わからなければ事務局の方に確認をしていただけたらと思っております。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。特段ないようございましたら終わりたいと思いますがよろしいですか。 (はいの声) それでは報告第3号について終わらせていただきます。続きまして議事順位第8 報告第4号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。 |
| 事務局 | 4件朗読。 |

| | |
|--------|--|
| 三戸推進委員 | <p>す。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>先程井町委員から説明されましたが問題はないと思いました。このほかですね、この前現地調査をしましたら、写真がありますがこのすぐ近くでひのき、それから杉の木を伐採しておりまして、ブルドーザーが上がって行くような道を作っておりまして、その木を積む臨時の駐車場というのを田んぼを埋めてですね、高さが10m、幅が道が狭くて拡幅して3mぐらい、申請がでていませんで一時転用の申請を出してもらおうように3回ぐらい行ったんですが、本人に会えませんでしたので車がありましたので、車に大きな字を書いて申請書を出しなさいとそのようなことをして帰ったわけでありまして。以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、いろいろご苦労さんでございました。ありがとうございます。今言われました道の方については無断転用ではございません。これは山を削って農地外に道ができております。そばに水路がありますからそのへんも分間で確認してまいりました。それはさておいて、今の委員さんの報告につきまして何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> |
| 中野委員 | <p>会長今の4番のところなにか浮いているんじゃない。棚がいっぱいいつている。なんか梨植えとるかぶどう植えとるか知らんけど。</p> |
| 事務局 | <p>右の下の写真ですよね。この手前は20ページの公図の方を見ていただけたらと思います。この棚が作ってあるところは、写真に写っている手前の●●●の田になりますので今回申請が出ている箇所ではありません。ちょっと手前の農地が写って見にくくなっているんですけど。</p> |
| 議長 | <p>わかりました。次から写真を撮るの分かりやすく撮るようにします。</p> <p>他にご意見ございませんか。よろしいですか。意見がありましたけれど、意見について納得していただきましたので報告第4号を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>それでは続きまして農業相談管理の状況ですが、予約がありませんでしたので農業相談は行っておりません。以上で本日契約されました議案についてはすべて終わりましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いをいたします。無いようでしたら事務局の方より報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは私吉村からでございます。まずは令和4年11月の日程についてになります。令和4年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等の研修会が11月15日火曜日、午後1時30分から3時30分まで美祢市民会館2階大会議室で行います。今この会場</p> |

| | |
|----|--|
| 議長 | <p>になります。テキストは当日配布したいと考えております。研修会がある都合で総会が同じ日の午後3時40分から同じく美祢市民会館2階大会議室で行いたいと思います。農業相談日は11月8日火曜日、9時からとなっております。当番委員は美祢地区中嶋委員、美東地区岸委員、秋芳地区武藤委員、よろしくお願いいたします。現地調査は後程説明しますが11月8日に防府市が視察研修があるということで現地調査の実施日は11月8日火曜日9時からとなっております。当番委員は安富委員、武藤委員となっております。武藤委員がだぶっておりますが、農業相談日があるかどうかわからないということでこのような表にしています。</p> <p>それでは終わりたいと思います。</p> <p>午後2時50分閉会。</p> <p>議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p>令和4年10月17日</p> <p>議長 _____</p> <p>署名委員 _____</p> <p>署名委員 _____</p> |
|----|--|